

海外出張報告書

出張目的： IASB 会議（2015年12月）傍聴
日 時： 2015年12月15日（火）～12月16日（水）
場 所： ロンドン IASB 本部
出張者： 企業会計基準委員会 研究員 谷 智之

IASB 会議（2015年12月）傍聴報告

日時：2015年12月15日（火）～12月16日（水）

スケジュール： 付録を参照

場所：ロンドン IASB 本部

IASB は、2015年12月15日から16日に英国ロンドンのIASBの事務所で公開の会議を開催した。

議論のトピックは以下のとおりであった。

- IFRS 第10号及びIAS 第28号の修正の発効日 デュー・プロセス
- 開示に関する取組み
- IFRS 適用上の論点
- IFRS 第3号「企業結合」 事業の定義
- リサーチ・プログラム
- 顧客との契約から生じる収益
- 割引率に関するリサーチ

【12月15日(火)】

投資者とその関連会社又は共同支配企業間の資産の売却又は抛却 発効日の延期 (アジェンダ・ペーパー23)

IASB は、「IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正の発効日」(IFRS 第 10 号「連結財務諸表」及び IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の狭い範囲の修正であり、「投資者とその関連会社又は共同支配企業間の資産の売却又は抛却」の発効日を延期するもの)に関してこれまでに行ったデュー・プロセスのステップをレビューした。出席した 13 名の IASB メンバー全員が、IASB がこれまでに本プロジェクトに関して必要なデュー・プロセスのステップを完了したと納得している旨を確認し、したがって、スタッフに修正の書面投票手続を開始するよう指示した。修正の公表に反対する意向がある IASB メンバーはいない。

今後のステップ

IASB は、「IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正の発効日」を 2015 年 12 月 17 日に公表するつもりである。IASB は、本トピックに関する議論を今後の会議で継続する。

開示に関する取組み (アジェンダ・ペーパー11)

IASB は 2015 年 12 月 15 日の会議で、基準レベルでの開示の見直しと IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の修正に関するプロジェクト(両方とも開示に関する取組みの一部である)を議論した。

基準レベルでの開示の見直し 初期フェーズに関する提案 (アジェンダ・ペーパー11A)

IASB は、基準レベルでの開示を見直すプロジェクトについて、以下の事項に具体的に焦点を当てて議論した。

- a. プロジェクトの初期フェーズの範囲、アプローチ及び時期
- b. IASB の内部使用のための草案作成ガイドの内容、形式及びデュー・プロセス
- c. 初期フェーズの完了後に、今後のステップとして IASB が検討する可能性のあるさまざまな選択肢。IASB は、初期フェーズには現行の開示要求の包括的な見直しは含まれないことに留意した。

決定事項：何も決定は行なわれなかった。

IAS 第 7 号の修正 整理論点 (アジェンダ・ペーパー11B)

IASB は IAS 第 7 号の修正の書面投票手続から生じた整理論点を議論した。IASB は、開示目的を満たすために開示する情報を、企業が開示を選択する他の情報と明確に区別すべきであると暫定的に決定した。

13 名のうち 12 名の IASB メンバーがこの決定に賛成した。

IFRS 適用上の論点（アジェンダ・ペーパー12）

IASBIは、12月15日の会議で、IFRS適用上の論点を議論した。

IFRS第2号「株式に基づく報酬」 株式に基づく報酬取引の分類及び測定（従ったデュー・プロセスの要約）（アジェンダ・ペーパー12A）

IASBIは、株式に基づく報酬取引の分類及び測定に関するIFRS第2号「株式に基づく報酬」の狭い範囲の修正の開発において行ったデュー・プロセスのステップをレビューした。出席した13名のIASBメンバー全員が、IASBがこれまでに本プロジェクトに関して必要なデュー・プロセスのステップを完了したと納得している旨を確認し、したがって、スタッフに修正の書面投票手続を開始するよう指示した。IFRS第2号の最終的な修正の公表に反対する意向を示したIASBメンバーはいなかった。

さらに、IASBIは、修正の発効日は2018年1月1日とすべきであり、早期適用を認めるべきであると暫定的に決定した。出席した13名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

IASBは、IFRS第2号の最終的な修正を2016年の第1四半期に公表する予定である。

負債の分類（アジェンダ・ペーパー12B）

IASBIは、公開草案「負債の分類（IAS第1号の修正案）」に対するフィードバックの要約を検討した。

決定事項：何も決定は行なわれなかった。

今後のステップ

IASBメンバーからの要請に対応し、スタッフは、将来の会議で議論される予定の次の事項の分析を行う。

- a. コメントレターで提起されたいくつかの具体的な取引の種類に対して本提案をテスト
- b. 決済手段としての資本持分の移転に関するガイダンスを、協議で提起された具体的な例示を用いて検討

純投資の一部を実質的に構成する関連会社及び共同支配企業に対する持分の測定（アジェンダ・ペーパー12C）

IASBは、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に従って、関連会社又は共同支配企業に対する純投資の一部を実質的に構成する関連会社及び共同支配企業に対する長期持分の測定に関する論点についてインプットを求めた解釈指針委員会からの要請を議論した。具体的には、IASBは、こうした長期持分の減損テストは、IAS第28号、IFRS第9号「金融商品」あるいは両方の組合せのいずれを適用して行うべきなのかを検討した。

決定事項：何も決定は行なわれなかった。

しかし、議論の後、出席した13名のIASBメンバー全員が、解釈指針委員会がこの論点の議論を継続することを支持し、解釈指針委員会が関連会社又は共同支配企業に対する純投資に含まれる持分の種類を明確化するために解釈指針を開発するかもしれないという可

能性に留意した。

今後のステップ

IASB から寄せられたフィードバックは、将来の解釈指針委員会の会議で提示される予定である。

IFRS 第 3 号「企業結合」 事業の定義 (アジェンダ・ペーパー13)

IASB は 2015 年 12 月 15 日の会議で、IFRS 第 3 号の IASB の修正案に対する IFRS 解釈指針委員会のコメントを検討した。修正案は、事業の定義及び関連する適用指針を明確化することになる。

IASB の提案に対する IFRS 解釈指針委員会のコメントの分析 (アジェンダ・ペーパー13)

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 「ほとんどすべて」の閾値を維持し、関係者がこの実務的なアプローチが有用と考えるかどうかを質問する。
- b. 取得した建物とそこで実行中のオペレーティング・リースは、「ほとんどすべて」の閾値の評価に関しては単一の資産と考えなければならない旨を修正案の設例において明確化する。
- c. 取得した外部委託契約が組織化された労働力を提供するものと考えられる場合があり、取得企業は取得した外部委託契約が実質的なプロセスを遂行するのかどうかを検討しなければならない旨を IFRS 第 3 号の適用指針の修正案において明確化する。
- d. すべてのアウトプットが取得企業によって消費されるため、その後は収益を生み出さなくなる供給者を企業が取得する場合には、供給者は依然として収益を生み出す「能力がある」ので、他の要件が満たされている場合には事業に該当する可能性がある旨を修正案の結論の根拠において説明する。
- e. ガイダンス案を金融業及び採掘産業において適用する方法に関する 2 つの設例を追加する。

出席した 13 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

今後のステップ

IASB は、2016 年の第 2 四半期に公開草案を公表する予定である。

デュー・プロセスの検討 (アジェンダ・ペーパー13A)

IASB は、公開草案のコメント期間を 120 日とすべきであると暫定的に決定した。出席した 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

さらに、IASB は、修正案の開発において行ったデュー・プロセスのステップをレビューした。出席した 13 名の IASB メンバー全員が、IASB がこれまでに本プロジェクトに関して

必要なデュー・プロセスのステップのすべてを完了したと納得している旨を確認し、したがって、スタッフに修正案の公開草案の書面投票手続を開始するよう指示した。反対する意向を示した IASB メンバーはいなかった。

今後のステップ

IASB は 2016 年の第 2 四半期に公開草案を公表する予定である。

IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」 これまで保有していた持分の再測定（アジェンダ・ペーパー13B）

2015年12月15日に、IASBは、IFRS第3号「企業結合」及びIFRS第11号「共同支配の取決め」の修正案の議論を継続した。

IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. 修正案は発効日以後に発生する取引に適用すべきであり、早期適用を認める。
- b. 公開草案のコメント期間を120日とすべきである。

出席した 13 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

さらに、IASB は修正案の開発において行ったデュー・プロセスのステップをレビューした。出席した 13 名の IASB メンバー全員が、IASB がこれまでに本プロジェクトに関して必要なデュー・プロセスのステップのすべてを完了したと納得している旨を確認し、したがって、スタッフに修正案の公開草案の書面投票手続を開始するよう指示した。反対する意向を示した IASB メンバーはいなかった。

リサーチ・プログラム（アジェンダ・ペーパー8）

IASB は 2015 年 12 月 15 日の会議で、IASB のリサーチ・プログラムに関する全般的なアップデートを受け取った。このアップデートは、IASB の 2015 年 9 月会議で提供された最後のアップデート以後の進展を反映したものである。

決定事項： IASB は何も意思決定を求められなかった。

スタッフは、リサーチ・プログラムに関する追加のアップデートを 3 か月か 4 か月後に提供する予定である。

顧客との契約から生じる収益（アジェンダ・ペーパー7）

（IASB 単独セッション）

IASB は 2015 年 12 月 15 日の会議で、公開草案「IFRS 第 15 号の明確化」に関する議論を継続した。特に、IASB は、次のことを行った。

- a. 公開草案「IFRS第15号の明確化」（ED）に対して寄せられたフィードバックの検討
- b. EDに関する以下のトピックの議論
 - i. 履行義務の識別（アジェンダ・ペーパー7B）
 - ii. ライセンス供与（アジェンダ・ペーパー7C）
 - iii. 移行時の実務上の便法（アジェンダ・ペーパー7D）
 - iv. IASBがIFRS第15号の修正を提案しないことを決定した他のトピック（アジェンダ・ペーパー7E）
- c. 変動対価の見積りを制限するIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の要求事項の適用に関する論点の検討

公開草案「IFRS第15号の明確化」に対するフィードバックの要約（アジェンダ・ペーパー7A）

IASBは次のことを検討した。(a)IFRS第15号を修正すべきかどうかを検討する際にIASBが設定した高いハードル、(b)IFRS第15号と米国の同等の基準であるTopic 606「顧客との契約から生じる収益」とのコンバージェンスの状況に対するコメント提出者からのフィードバックである。

決定事項：IASBは何も意思決定を求められなかった。

履行義務の識別 EDに対するフィードバックと再審議（アジェンダ・ペーパー7B）

IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. IFRS第15号を修正し、どのような場合に、財又はサービスを移転する複数の約束が区別して識別可能でないのかを示す要因を明確化する。IASBはスタッフに、FASBスタッフと協力してFASBのTopic 606の関連する修正との文言のコンバージェンスの達成を試みるよう指示した。出席した13名のうち7名のIASBメンバーがこの決定に賛成した。
- b. 以下に関してIFRS第15号の修正を行わないという以前の決定を確認する。
 - i. 契約の観点において重要性のない約束した財又はサービス
 - ii. 出荷及び配送活動

出席した13名のうち12名のIASBメンバーがこれらの決定に賛成した。

ライセンス供与 EDに対するフィードバックと再審議（アジェンダ・ペーパー7C）

IASBは、EDで提案したとおり、ライセンス供与の以下の論点に関してIFRS第15号の適用指針を明確化するという以前の決定を確認した。

- a. 知的財産のライセンスの供与における企業の約束の性質の判定
- b. 売上高ベース及び使用量ベースのロイヤルティの例外の範囲と適用可能性（ロイヤル

ティ制限)

出席した13名のIASBメンバー全員が、これらの決定に賛成した。

IASBは、ライセンス契約における契約上の制限に関するいくつかの追加的な適用上の質問も議論した。2015年11月に収益認識に関する移行リソース・グループが議論したものである。IASBは、ライセンス供与に関する適用指針は、IFRS第15号の5ステップの収益認識モデルを覆すものではないことに着目した。企業は、契約が1つ又は複数のライセンスを含んでいるのかどうかを識別するために、履行義務の識別に関する一般的な要求事項を適用すると予想される。同様に、企業は、ライセンス契約の更新又は条件変更を会計処理する際に、契約変更のガイダンスを適用することになる。したがって、IASBは、契約上の制限に関するIFRS第15号の現行の要求事項を修正しないというEDで提案した以前の決定を確認することを決定した。出席した13名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

移行時の実務上の便法 ED に対するフィードバックと再審議（アジェンダ・ペーパー7D）

IASBは、IFRS第15号の経過措置をEDでの提案どおり修正するという以前の決定を確認した。出席した13名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

さらに、IASBはIFRS第15号を次のように修正することを暫定的に決定した。

- a. 修正遡及移行方式を使用し、契約変更の実務上の便法の適用を選択する企業が、次のいずれかの日に当該便法を適用することを認める。
 - i. IFRS第15号を最初に適用する財務諸表に表示する最も古い期間の期首、又は
 - ii. IFRS第15号の適用開始日
- b. 修正遡及移行方式を使用する企業が、IFRS第15号をすべての契約に又は適用開始日現在で完了していない契約に適用することを認める。

出席した13名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASBは、完了した契約の定義を修正しないという2015年9月に行った以前の決定も確認した。出席した13名のうち12名のIASBメンバーがこの決定に賛成した。

IASBが明確化を提案しなかったトピック ED に対するフィードバックと再審議（アジェンダ・ペーパー7E）

IASBは、回収可能性に関してのIFRS第15号の要求事項を修正しないという以前の決定を確認した。出席した13名のうち13名のIASBメンバーが、この決定に賛成した。

IASBは、現金以外の対価の測定と売上税の表示に関する要求事項を修正しないという以前の決定も確認した。出席した13名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

将来の市場価格に基づいて対価が変動する場合の変動対価の見積りの制限（アジェン

ダ・ペーパー7H)

IASB は、変動対価の見積りを制限する IFRS 第 15 号の要求事項を、コモディティ価格などの市場価格の変動からのみ生じる変動可能性に適用しなければならないのかどうかを検討した。IASB は、市場価格の変動からのみ生じる変動可能性は、IFRS 第 15 号の変動対価の制限の対象とならないというスタッフの分析と結論に同意した。IASB は、アジェンダ・ペーパー7H の第 13 項から第 20 項の質問の議論と分析が実務の教育に役立つ可能性があることに留意した。出席した 13 名のうち 11 名の IASB メンバーがこの決定に賛成した。

【12月16日(水)】

顧客との契約から生じる収益 (アジェンダ・ペーパー7)

(FASB との合同セッション)

本人なのか代理人なのかに関する検討 ED に対するフィードバックと再審議 (アジェンダ・ペーパー7F 及び 7G)

IASB と FASB (両審議会) は 2015 年 12 月 16 日に会合した。IFRS 第 15 号及び Topic 606 の本人なのか代理人なのかに関するガイダンスを明確化するために提案した修正を、各々の公開草案 (IASB の公開草案「IFRS 第 15 号の明確化」と FASB の会計基準更新書案「顧客との契約から生じる収益 (Topic 606) : 本人なのか代理人なのかの検討 (収益の総額報告か純額報告か) 」) に対して寄せられたフィードバックを踏まえて再審議するためである。両審議会は同じ修正を提案していた。

企業が本人なのか代理人なのかの判定に関する原則

両審議会は、IFRS 第 15 号及び Topic 606 における原則を確認した。特定された財又はサービスが顧客に移転される前に企業が当該財又はサービスを支配している場合には、企業の約束は、当該特定された財又はサービスの提供である (すなわち、企業が本人である) ということである。これと対照的に、特定された財又はサービスが顧客に移転される前に企業が当該財又はサービスを支配していない場合には、企業の約束は、他の当事者が当該財又はサービスを提供するように手配することである (すなわち、企業が代理人である)。IASB と FASB のメンバー全員がこの決定に賛成した。

本人なのか代理人なのかの評価についての会計単位

両審議会は、以下のことを明確化するという提案を確認した。

- a. 企業は、自らが本人であるのか代理人であるのかを、顧客に約束した特定された財又はサービスのそれぞれについて判断する。
- b. 特定された財又はサービスとは、顧客に提供すべき別個の財又はサービス (又は財又はサービスの別個の束) である。
- c. 状況によっては、特定された財又はサービスが、他の当事者が提供する基礎となる財又はサービスに対する権利である場合がある。

IASB と FASB のメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

支配の原則の適用

両審議会は、サービスの文脈における支配の原則の適用を明確化するという提案を確認した。IASB と FASB のメンバー全員がこの決定に賛成した。

支配の指標

両審議会は、IFRS第15号のB37項及びTopic 606の606-10-55-39項での指標の役割を明確化する提案を確認した。特に、下記の事項について修正を行うことになる。

- a. 指標は支配の評価を支援するものであり、支配の評価を覆したり置き換えたりするものではない旨を明確化する。
- b. 指標を再構成して、どのような場合に企業が代理人であるのかではなく、どのような場合に企業が本人であるのかを示す。
- c. 各指標が支配の原則にどのように関連するのかを明確化する。
- d. 1つ又は複数の指標が、異なる契約においては、支配の評価への関連性が高い場合も低い場合もある旨を明確化する。

IASBメンバーとFASBメンバーの全員がこれらの決定に賛成した。

両審議会は、企業が特定された財又はサービスを顧客に移転する前に支配しているかどうかに関する指標としての信用リスクへのエクスポージャー（IFRS第15号のB37項(e)及びTopic 606の606-10-55-39項(e)）を削除することも決定した。IASBとFASBのメンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

2016年1月の会議で、IASBは、IFRS第15号の明確化の経過措置と発効日を検討するとともに、IASBがこれまでに行ったデュー・プロセスのステップをレビューする予定である。

割引率に関するリサーチ（アジェンダ・ペーパー17）

IASBは、現在価値測定 割引率に関するリサーチ・プロジェクトに関するスタッフの発見事項を検討した。

決定事項：IASBは、何も意思決定を求められなかった。

今後のステップ

IASBは、次回の会議で引き続きスタッフの発見事項を検討する。

以上

付録 スケジュール**12月15日(火)**

時間	アジェンダ項目
09:00-09:15	IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正の発効日 デュー・プロセス (アジェンダ・ペーパー23)
09:15-10:45	開示に関する取組み (アジェンダ・ペーパー11)
10:45-11:00	休憩
11:00-12:30	IFRS 適用上の論点 (アジェンダ・ペーパー12)
12:30-13:00	IFRS 第 3 号「企業結合」 事業の定義 (アジェンダ・ペーパー13)
13:00-14:00	昼食
14:00-14:30	リサーチ・プログラム (アジェンダ・ペーパー8)
14:30-16:00	顧客との契約から生じる収益 IASB 単独セッション (アジェンダ・ペーパー8)
16:00-16:15	休憩
16:15-17:45	顧客との契約から生じる収益 IASB 単独セッション (アジェンダ・ペーパー8)

12月16日(水)

時間	アジェンダ項目
10:00-12:00	割引率に関するリサーチ (アジェンダ・ペーパー17)
12:00-13:00	休憩
13:00-15:00	顧客との契約から生じる収益 FASB との合同セッション (アジェンダ・ペーパー8)

以 上